B 2.4 指針　休暇についての権利

B 2.4.1 指針　権利のある休暇に係る計算

1　契約外の勤務は、各国の権限のある機関によって又は各国の適当な機構を通じて定められる条件の下で、勤務期間の一部として算入すべきである。

2　承認された海上の職業に係る訓練課程に参加するための欠勤、疾病、負傷等の理由による欠勤又は出産による欠勤については、権限のある機関が定める条件又は適用可能な団体交渉の合意に定める条件の下で、勤務期間の一部として算入すべきである。

3　年次休暇中の給料の水準は、国内法令又は適用される船員の雇用契約に定める船員の通常の報酬の水準とすべきである。船員の雇用された期間が一年に満たない場合又は雇用関係が終了した場合には、当該船員が権利を有する休暇の日数は、当該船員が雇用された期間に比例して計算すべきである。

4　次のものは、年次有給休暇の一部として算入すべきでない。

(a)　年次有給休暇の期間中に当たるか否かを問わず、旗国において認められた公の休日及び慣習上の休日

(b)　疾病若しくは負傷又は出産に起因する労働不能の期間。ただし、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて定められる条件の範囲内のものに限る。

(c)　船員が雇用契約の下にある期間中に与えられた一時的な上陸許可

(d)　あらゆる種類の代休。ただし、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて定められる条件の範囲内のものに限る。

B 2.4.2 指針　年次休暇の取得

1　年次休暇を取得する時期は、規則、団体交渉の合意、仲裁裁定その他国内慣行に合致する方法によって決定する場合を除くほか、船舶所有者が関係する船員又はその代表者と協議した後、できる限りこれらの者の同意を得て、決定すべきである。

2　船員は、原則として、当該船員が実質的な関係を有する場所（通常は当該船員が送還される権利を有する場所と同一の場所）において年次休暇を取得する権利を有すべきである。船員は、船員の雇用契約又は国内法令の規定に基づく場合を除くほか、自己の同意なしに、他の場所において自己に与えられる年次休暇を取得することを要求されるべきでない。

3　船員は、その年次休暇を2の規定によって認められる場所以外の場所で取得することを要求される場合には、雇用され、又は募集された場所のうち当該船員の居住地に近いいずれかの場所まで交通費を負担することなく移動する権利を有すべきである。生活費その他直接関連する費用は、船舶所有者の負担とすべきである。その移動の期間は、当該船員に与えられる年次有給休暇から差し引くべきでない。

4　年次休暇を取得中の船員は、極めて緊急の場合にのみ、かつ、当該船員の同意を得て、呼び戻すべきである。

B 2.4.3 指針　分割及び合算

1　年次有給休暇の分割又は一年につき与えられるべき年次有給休暇と次の年の休暇との合算については、各国の権限のある機関によって又は適当な機構を通じて認められることができる。

2　B 2.4 指針で勧告する年次有給休暇は、1の規定に従うことを条件として、関係する船舶所有者及び船員に適用される合意に別段の定めがある場合を除くほか、継続した一の期間とすべきである。

B 2.4.4 指針　年少の船員

1　十八歳未満の年少の船員が外国に航行する船舶において六箇月間又は団体交渉の合意若しくは船員の雇用契約に基づいてそれよりも短い期間、休暇なしで勤務した場合において、当該船舶がその間に当該年少の船員の居住国に戻らず、その後三箇月の航行中当該居住国に戻ることとならないときは、当該年少の船員について特別の措置をとることを考慮すべきである。このような措置として、当該年少の船員が航行中に権利を得た休暇を取得するため、当該居住国内で最初に雇用された場所に費用を負担することなく送還されることとすることができる。

第5規則　送還

目的　船員が帰国することができることを確保すること。

1　船員は、規範に定める場合において、規範に定める条件の下で、自ら費用を負担することなく送還される権利を有する。

2　加盟国は、自国を旗国とする船舶に対し、船員が規範の規定に従って適切に送還されることを確保するための金銭上の保証を提供することを要求する。

A 2.5 基準　送還

1　加盟国は、自国を旗国とする船舶の船員が次の場合に送還される権利を有することを確保する。

(a)　当該船員が国外にいる間にその雇用契約が終了した場合

(b)　当該船員の雇用契約が次の者によって終了された場合

(i)　船舶所有者

(ii)　正当な理由のある船員

(c)　当該船員がもはや雇用契約に基づく職務を遂行することができない場合又は特定の状況において当該船員による職務の遂行を期待することができない場合

2　加盟国は、自国の法令若しくは他の措置又は団体交渉の合意に次の事項を定める適当な規定が存在することを確保する。

(a)　1(b)及び(c)の規定に従い船員が送還される権利を有する場合

(b)　船員が送還される権利を有することとなるまでの船舶における最長の勤務期間。この期間は、十二箇月未満とする。

(c)　送還のために船舶所有者が与える具体的な権利（送還の目的地、輸送手段、船舶所有者が負担する費用の項目及び船舶所有者がとる他の措置に関係するものを含む。）

3　加盟国は、船舶所有者が雇用の開始時に船員に対し送還に係る費用のための前金を支払うよう要求すること及び国内法令若しくは他の措置又は適用可能な団体交渉の合意に基づき船員に雇用上の義務の重大な不履行があると認められる場合を除くほか、船員の賃金又は他の受けた給付から送還に係る費用を回収することを禁止する。

4　国内法令は、船舶所有者が第三者との契約に基づき送還に係る費用を回収する権利を害するものではない。

5　船舶所有者が送還される権利を有する船員の送還のための措置をとらない場合又はその送還に係る費用を負担しない場合には、

(a)　船舶の旗国である加盟国の権限のある機関は、関係する船員の送還のための措置をとる。当該権限のある機関が当該措置をとらないときは、当該船員の送還が開始される国又は当該船員が国籍を有する国は、当該船員の送還のための措置をとり、及び当該旗国である加盟国からその費用を回収することができる。

(b)　船舶の旗国である加盟国は、船員の送還に要した費用を船舶所有者から回収することができる。

(c)　送還に係る費用は、3に規定する場合を除くほか、いかなる場合にも当該船員が負担するものではない。

6　この規範の規定に従い送還に係る費用を支払った加盟国は、適用可能な国際文書（千九百九十九年の船舶の拿捕に関する国際条約を含む。）を考慮して、5の規定に従い当該費用の償還が行われるまで関係する船舶所有者の船舶を抑留し、又は当該船舶所有者の船舶の抑留を要求することができる。